



栃木県公報

令和5(2023)年
2月14日(火)
第379号

目次

規 則	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………	85
告 示	
○生活保護法による指定施術機関の指定……………	87
○道路の区域の変更……………	87
○都市計画の変更及び図書の縦覧……………	88
○都市計画事業の認可……………	88
調達等公告	
○入札公告(特定調達公告)……………	88

規 則

栃木県規則第2号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年2月14日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年栃木県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第2条の2関係)	別表第1(第2条の2関係)
1 略	1 略
2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ア～エ 略 オ 知事の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、 <u>皮膚潰瘍</u> 等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 カ～ス 略	2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ア～エ 略 オ 知事の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、 <u>皮膚かきよう</u> 等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 カ～ス 略
3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ア・イ 略 ウ チェンソー、ブッシュクリーナー、 <u>削岩機</u>	3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 ア・イ 略 ウ チェンソー、ブッシュクリーナー、 <u>さく岩</u>

__等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

エ・オ 略

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア・イ 略

ウ すす、鉍物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

エ～ケ 略

5・6 略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

イ ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

ウ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

エ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

オ～キ 略

ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫

ケ 略

コ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫 又は肝細胞がん

サ 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

シ～セ 略

ソ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫 又は非ホジキンリンパ腫

タ 略

チ アからタまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 略

機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

エ・オ 略

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア・イ 略

ウ すす、鉍物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

エ～ケ 略

5・6 略

7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

ア ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

イ ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

ウ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

エ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう

オ～キ 略

ク 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ

ケ 略

コ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ 又は肝細胞がん

サ～ス 略

セ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ 又は非ホジキンリンパしゅ

ソ 略

タ アからソまでに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8～10 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員厚生課)

告 示

栃木県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5（2023）年2月14日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和4（2022）年 11月24日	橋本 和美	栃木県鹿沼市鳥居跡 町1462-9	訪問医療マッサー ジKEiROW 鹿沼ス テーション	栃木県鹿沼市麻苧町 1531番地1

（保健福祉課）

栃木県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）年2月14日から同年3月15日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年2月14日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道
路 線 名 一般県道 作原田沼線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
201	前	佐野市船越町字向田追分1604-2 から 佐野市船越町字西耕地2083-1 まで	6.0～14.1	1317.0	
	後	佐野市船越町字向田追分1604-2 から 佐野市船越町字西耕地2083-1 まで	10.5～14.1	1317.0	

II

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 岩舟小山線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	栃木市大平町西水代字市ノ町1794-2 から 栃木市大平町榎本字中根1140まで	15.5～19.6	293.4	

310	後A	栃木市大平町西水代字市ノ町892-5 から 栃木市大平町榎本字中根1140まで	13.1 ~ 23.2	225.8	
	後B	栃木市大平町西水代字市ノ町1794-2 から 栃木市大平町榎本字中根1140まで	18.1 ~ 24.9	293.4	

(道路保全課)

栃木県告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

令和5（2023）年2月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画の種類及び名称
大田原都市計画道路3・4・1号中田原美原線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
大田原市中央1丁目、中央2丁目、新富町2丁目、新富町3丁目の各一部
- 3 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課

栃木県告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和5（2023）年2月14日

栃木県知事 福田 富一

- 1 施行者の名称
宇都宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇都宮都市計画道路事業3・4・106号塙田平出線
- 3 事業施行期間
令和5（2023）年2月14日～令和11（2029）年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
栃木県宇都宮市本町及び昭和一丁目地内
 - (2) 使用の部分
栃木県宇都宮市本町、昭和一丁目、清住一丁目及び泉町地内

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5（2023）年2月14日

栃木県鬼怒水道事務所長 山田 英夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 栃木県鬼怒水道事務所及び板戸取水場で使用する電力
予定使用電力量 3,671,000kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)まで
- (4) 納入場所 栃木県鬼怒水道事務所外1施設(詳細は入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地
栃木県鬼怒水道事務所 管理課 電話 028-675-1331 FAX 028-675-4818
E-mail kigyo-kinu-s@pref.tochigi.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和5(2023)年2月14日(火)から同年3月2日(木)まで入札情報システム上で公開する。
なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限、提出場所及び提出方法
令和5(2023)年3月8日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。(ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあたっては(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。)
イ 開札の日時及び場所
令和5(2023)年3月9日(木) 午前10時 栃木県鬼怒水道事務所2階会議室
- (4) 入札方法
1の(1)の件名で、総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 審査
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加資格申請書類の提出期限、提出場所及び提出方法 令和5(2023)年2月14日(火)から同年3月2日(木)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午後4時までに電子入札システムに

より提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年3月26日付け会管第461号）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。（ただし、紙入札者にあたっては、(1)の場所に令和5（2023）年3月2日（木）午後4時までに郵送（書留郵便）により提出すること。）

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 確認結果の通知 審査結果は、電子入札システムにより令和5（2023）年3月3日（金）までに入札参加希望者に通知する。

紙入札者に対しては、令和5（2023）年3月3日（金）までに入札参加資格申請書類に記載されたメールアドレスにより入札参加希望者に通知する。

(7) 質疑及びその回答について

ア 入札説明書等に対する質問がある場合には、質問書様式に、令和5（2023）年2月24日（金）午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者はメール（郵送）により提出する。

イ 質問の内容及び回答は、令和5（2023）年2月27日（月）までに電子入札システム上で公開する。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第6号）第116条第1項第3号から第7号まで及び第2項に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

ア 栃木県公営企業財務規程第117条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 紙による入札参加承諾等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(7) その他

ア 入札の変更等 令和5（2023）年度栃木県水道事業及び工業用水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for Kinu Waterworks Office and Itado Water facility

Estimated amount of electric power to be used 3,671,000kWh

(2) Time and Date of bidding:

4:00 p.m., March 8, 2023

(3) Information is available at:

Administration Division,

Kinu Waterworks Office,
Tochigi Prefecture,
1900 Hoshakuji, Takanezawa-machi, Shioya-gun, Tochigi 329-1233
TEL 028-675-1331
FAX 028-675-4818
E-mail kigyo-kinu-s@pref.tochigi.lg.jp

(企業局水道課)